

令和3年余市町議会第1回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午後 2時45分

○招 集 年 月 日

令和3年3月4日（木曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和3年3月4日（木曜日）午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長	3番	中井 寿夫
余市町議会副議長	17番	土屋 美奈子
余市町議会議員	1番	野呂 栄二
〃	2番	吉田 豊
〃	4番	藤野 博三
〃	5番	内海 博一
〃	6番	庄 巖龍
〃	8番	白川 栄美子
〃	9番	寺田 進
〃	10番	彫谷 吉英
〃	11番	茅根 英昭
〃	12番	近藤 徹哉
〃	13番	安久 莊一郎
〃	14番	大物 翔
〃	15番	中谷 栄利
〃	16番	山本 正行
〃	18番	岸本 好且

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余市町 長	齊藤 啓輔
副 町 長	細山 俊樹
総 務 部 長	須貝 達哉
総 務 課 長	増田 豊実
企 画 政 策 課 長	阿部 弘亨
地 域 協 働 推 進 課 長	羽生 満広
財 政 課 長	高橋 伸明
民 生 部 長	上村 友成
福 祉 課 長	照井 芳明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹川 かおり
環 境 対 策 課 長	成田 文明
経 済 部 長	渡辺 郁尚
商 工 観 光 課 長	橋端 良平
建 設 水 道 部 長	千葉 雅樹
建 設 課 長	篠原 道憲
水 道 課 長	奈良 論
教 育 委 員 会 教 育 長	前坂 伸也
教 育 部 長	中村 利美
社 会 教 育 課 長	浅野 敏昭

○事務局職員出席者

事 務 局 長	杉本 雅純
主 幹	枝村 潤
書 記	小林 宥斗

○議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 議案第 7 号 令和 2 年度余市町一
般会計補正予算（第 1 1 号）
- 第 4 議案第 8 号 令和 2 年度余市町水
道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 議案第 1 6 号 工事請負契約締結事
項の変更について
- 第 6 議案第 1 7 号 指定管理者の指定の
期間の変更について
- 第 7 一般質問

開 会 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和 3 年余市町議会第 1 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 17 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 17 件、他に一般質問と議長の諸般報告並びに令和 3 年度町政執行方針と教育行政執行方針です。

○議長（中井寿夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 13 番、安久議員、議席番号 14 番、大物議員、議席番号 15 番、中谷議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（中井寿夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○8 番（白川栄美子君） 令和 3 年余市町議会第 1 回定例会開催に当たり、昨日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されまし

たので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 7 名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 17 件、一般質問は 7 名によります 10 件、令和 3 年度町政執行方針並びに教育行政執行方針、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より 3 月 22 日までの 19 日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3、議案第 7 号 令和 2 年度余市町一般会計補正予算（第 11 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 4、議案第 8 号 令和 2 年度余市町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 5、議案第 16 号 工事請負契約締結事項の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 6、議案第 17 号 指定管理者の指定の期間の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 7、一般質問は、7 名による 10 件です。

日程第 8、議案第 1 号 令和 3 年度余市町一般会計予算、日程第 9、議案第 2 号 令和 3 年度余市町介護保険特別会計予算、日程第 10、議案第 3 号 令和 3 年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第 11、議案第 4 号 令和 3 年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 12、議案第 5 号 令和 3 年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第 13、議案第 6 号 令和 3 年度余市町水道事

業会計予算の以上6件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、議長を除く議員全員で構成する令和3年度余市町各会計予算特別委員会を設置し、付託することに決しました。

日程第14、議案第9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、議案第10号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第16、議案第11号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第17、議案第12号

余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案、日程第18、議案第13号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案の以上4件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第14号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第20、議案第15号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

また、今期定例会の運営に当たり、新型コロナ

ウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされておりますことをご報告申し上げます。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から22日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から22日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、ただいま出席している以外の説明員につきましては、自席にて待機願っておりますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、後志町村議会議長会定期総会が書面により開催され、令和3年度の事業計画及び歳入歳出予算、負担金賦課徴収方法等がそれぞれ承認、決

定されておりますことをご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、議案第7号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第7号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第11号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費の増額補正計上を行ったものであります。さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業外3事業について本年度内に事業完了が見込めないことから、繰越明許費を設定したものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う基金への積立金とふるさと納税取扱業務委託料等の増額補正計上を行ったものでございます。

民生費におきましては、支給決定者の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費等の増額補正計上を行ったものでございます。

教育費におきましては、業務量の増大に伴う埋蔵文化財発掘調査委託料の増額補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国、道支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでご

ざいます。

この結果、今回の補正予算額4億4,685万3,000円を既定予算に追加した予算総額は123億1,518万9,000円と相なった次第でございます。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第11号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高橋伸明君） 議案第7号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第11号）。

令和2年度余市町の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,685万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億1,518万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。4ページをお開き願います。

下段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額2億5,927万1,000円、24節積立金2億5,927万1,000円につきましては、寄附によります社会福祉施設等建設基金積立金101万7,000円、公共施設建設整備基金積立金2万7,000円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金2億5,813万7,000円、図書整備基金積立金9万円の計上でございます。

5目企画費、補正額1,820万円、10節需用費8万

9,000円につきましては、修繕費の補正計上でございます。11節役務費1万1,000円、12節委託料1,493万円、13節使用料及び賃借料317万円につきましては、ふるさと納税に係る経費の追加計上でございます。

15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額7,556万8,000円、12節委託料6,500万円につきましては、プレミアム付商品券業務取扱委託料の計上でございます。14節工事請負費866万8,000円につきましては、庁舎多目的トイレ等設置工事の補正計上でございます。18節負担金補助及び交付金190万円につきましては、北後志消防組合負担金90万円、一般廃棄物等収集運搬従事者特別給付金100万円の計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目心身障害者対策費、補正額1,005万4,000円、19節扶助費1,005万4,000円につきましては、支給決定の増による障害福祉サービス費等給付費783万4,000円、障害児給付費222万円の追加計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、補正額7,775万4,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備に係る経費の計上でございます。内訳でございます。1節報酬369万3,000円につきましては、嘱託医師報酬11万3,000円、会計年度任用職員報酬358万円の計上でございます。3節職員手当262万5,000円につきましては、時間外勤務手当219万2,000円、期末手当、会計年度任用職員43万3,000円の計上でございます。4節共済費70万8,000円につきましては、社会保険料の計上でございます。8節旅費7万4,000円につきましては、費用弁償の計上でございます。10節需用費229万4,000円につきましては、消耗品費126万円、燃料費20万円、印刷製本費83万4,000円の計上でございます。11節役務費155万3,000円につきましては、通信運搬費101万7,000円、手数料26万6,000円、医療費請求事務手数料27万円の計上でございます。12節委託料4,280万7,000円につき

ましては、受診予約受付ワクチン管理委託料3,680万7,000円、被接種者運送業務委託料600万円の計上でございます。13節使用料及び賃借料360万円につきましては、自動車及びリモート会議システムの借上料の計上でございます。17節備品購入費740万円につきましては、コンピューター等の備品購入費の計上でございます。18節負担金補助及び交付金1,300万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備負担金の計上でございます。

次のページをお開き願います。7目保健健康推進費、補正額107万6,000円、12節委託料107万6,000円につきましては、健康管理システム改修委託料の計上でございます。

8款土木費、5項都市計画費、2目公園管理運営費、補正額150万円、12節委託料150万円につきましては、あゆ場公園管理委託料の増額計上でございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額90万円の減、18節負担金補助及び交付金90万円の減につきましては、北後志消防組合負担金の減額計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、8目埋蔵文化財発掘調査費、補正額383万円、12節委託料383万円につきましては、埋蔵文化財発掘調査委託料の補正計上でございます。

10款教育費、5項保健体育費、4目総合体育館運営費、補正額50万円、12節委託料50万円につきましては、総合体育館管理委託料の計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。

2、歳入、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額502万7,000円、4節身体障害者福祉施設費国庫負担金502万7,000円につきましては、歳出における障害福祉サービス費等給付費、障害児給付費の増加に伴う国庫負担

金の計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額7,594万2,000円、1節総務費国庫補助金7,594万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額5,083万円、1節保健衛生費国庫補助金5,083万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の計上でございます。

15款国庫支出金、3項委託金、4目教育費委託金、補正額383万円、1節社会教育費委託金383万円につきましては、埋蔵文化財発掘調査委託金の増額計上でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額251万3,000円、5節身体障害者福祉施設費道負担金251万3,000円につきましては、国庫負担金同様歳出の増加に伴う道負担金の増額計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額2億6,686万4,000円、1節総務費寄附金2億6,686万4,000円につきましては、7,930件の余市町ふるさと応援寄附金2億6,673万7,000円、匿名を希望される方からの公共施設建設整備寄附金2万6,948円、1件の余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト応援寄附金10万円でございます。

次のページをお開き願います。3目教育費寄附金、補正額9万円、1節教育費寄附金9万円につきましては、ボランティア団体、コスモグループ様より図書館図書購入寄附金9万円でございます。

4目民生費寄附金、補正額101万7,000円、1節民生費寄附金101万7,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして余市精菱機械株式会社様から100万円、学校法人北海道キリスト教学園リタ幼稚園園児・PTA様から1万7,000円ござい

ます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、6項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額950万円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金950万円につきましては、歳出におけるふるさと納税経費の増額に伴う繰入金の計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額324万円、1節繰越金324万円につきましては、必要となる一般財源の計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額2,800万円、1節雑入2,800万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業町村負担の計上でございます。

次に、繰越明許費につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。第2表、繰越明許費につきましては、事業の実施が翌年度に及ぶことから、当該事業の予算を繰り越して使用できるよう予算措置をするものでございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、金額2億6,371万3,000円。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍システム改修事業、金額642万4,000円。4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、金額7,883万円。8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、橋りょう補修整備事業、金額1億120万円。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 5ページの一番上の経済

対策としてのプレミアム付商品券の話で伺いたいのですけれども、1月までで第1弾分が終了したと。昨年第2弾をやるつもりはないのかと聞いた段階では今のところその予定はないよと言っていたけれども、今回計上する形を取れたと。それはそれでよかったのかなと思うのですけれども、では第1弾をやった段階でやっぱりでは目的は何だという話をしたときに家計支援が主たる目的なのか、それともお金を持っている人にどんどん消費してもらってという経済政策の側面があるのか、どっちなのだと聞いたら、経済対策のほうなのだというお話だったと思うのです。前回の第1弾やった段階の結果というのは、そろそろ出てきていると思うのです。消費税が上がったりとか、様々な緊急対策ということで違う形でもこういう商品券発行というのはやってきたと思うのですけれども、やはりどうしても大型店に集中しやすかったり、一番支えたい地場の商店街になかなか流通していかないという問題があったと思うのです。その辺の案分というのは結果的にどうなったのかなというのが1つと、あと常々指摘しているところなのですけれども、商品券という性質なものですから、再流通ができないのです。現金であれば一回お買物をしたらお店屋さんにお金が入って、仕入れに使うだとか、あるいは自分たちのお給料で何か物を買ったりするのに使うだとかというふうに巡っていく。ただ、残念ながら商品券なら1回こっきりであると。となると、波及効果という意味では非常に制約のある仕組みに制度上なってしまうと。本当に地場を支えて、地場の中でお金やお金と同等のものが巡って、経済を支えて、勃興させていくということを考えるならば、実はこの商品券だけでは私は不十分ではないかなと考えるわけなのですけれども、その辺どうでしょう。

○**商工観光課長（橋端良平君）** 14番、大物議員からのプレミアム商品券第1弾の実績に関するご

質問かと存じますけれども、まず大型店、小規模店、その割合がどうなっていたのかというようなご質問だと思いますけれども、昨日この業務の受託者であります観光協会から実績報告書が提出されてございます。ただいま精査中でございますけれども、確かにどうしても大型店に集中するという傾向はございますけれども、このたび大型店では使えない小規模専用券というものを設定いたしました、それについては一定程度小規模店に流れていったのかなというふうには考えてございまして、実際に小規模店、意見交換の中ですので、定性的な判断になろうかと思っておりますけれども、小規模店の方々からも大変喜ばれているということは事実としてございます。

また、再流通がないということでの経済波及効果が限定されるのではないかとご質問かと思っておりますけれども、確かにそういった側面はあるかと思っておりますけれども、やはり商品券という性質上、また期間を定めて、短期間の中で、また地域を限定した商品券でございますので、地域経済に与える経済波及効果というものはあろうと思っておりますし、当然商品券を活用して、それに伴う間接的な商品の誘発額というものもあろうかと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○**14番（大物 翔君）** 結果報告書の精査等の後には実際どうだったかというのは改めて知らせていただきたいなと思うのですけれども、私思うのが確かに付随していろいろなものが動いたであろうという。現に地場の方々も大変喜んでくださったと。これ非常によかったと思うのです。ただ、前々から言っていますけれども、息長く回し続けていくというものがやはり同時に必要になってくるだろうと思うのです。ただ、これ商品券というシステムだけではちょっとやり切れない部分だとは思っているのです。私前から思っているのですけれども、これが駄目だと言っているのではないのです。こういったことをせっかくやるのだったら、これ

に併せて商店街だとか地場の会社さん共通のポイントカード的なものって作れないものなのかなとずっと考えているのです。我々市町村ですので、自分たちでお金発行する権限は当然持っていないし、やったら大変なことになるのですけれども、だからどこのお店でも使える共通のポイントというものがちゃんとあって、一定程度たまったらお買物ができたり、あるいは現金に換わったりということをしていけば、どうしても便利だし、条件がいいから、やっぱり大型店に行きやすいというのはこれ致し方ない部分あると思うのです、1か所で全部そろってしまおうとなったら。ただ、それに引きずられていくと、やっぱり地場の産業振興という意味ではちょっとつらい部分が出てくるわけではないですか。どうやって地場を盛り返させるかと考えたときに、そこに継続的にお金が回り続けるように水を流してあげる仕組みを別途つくってあげる必要があると思うのです。昨年たしか後志の管内でも、デジタルという形でできたけれども、クーポン、ポイントカード制みたいなものやるという自治体もあったやに思うのです。デジタルがいいのか、アナログがいいのかというのはまた議論がある問題でしょうけれども、そうやってやっぱり常に足を運びやすくしてあげることもまた大事なのではないかなと。私今年の12月に融資関係の話で一般質問させてもらいましたけれども、お店によっては全然前の道路人歩いていないと、そういうことがやっぱり起きてしまっている。これはコロナが落ち着いていった後のことも見据えた話になってくるのですけれども、やっぱり物理的に人が動くことで経済を回す。もちろんオンラインも大事なのですけれども、やっぱりその基本は大切にしていなければならないとなったときにわざわざそこまで行きたいと思わせるインセンティブが必要だと。しかも、ここでしか使えない、あそこでしか使えないというやり方だとちょっといずいと。であれば、賛同してくれる人を少

しずつ募って、そういう円とは違う形での経済圏というのを擬似的につくり出していってあげるというのも先を見据えたら非常に大切な施策になってくるのではないかなと私考えるのですが、どうでしょう。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員のご質問でございますが、ポイントカードに関するご指摘、ご質問、また人の動きを誘発するような、そういった取組ができないのかというようなご質問かというふうに存じますけれども、まずプレミアム商品券の事業実施するときもそうだったのですけれども、ポイントカードについてお話をしたりですとか、例えば連動したセール、そういったものができないかというようなお話はさせていただきました。ただ、やはり今このコロナ禍の中で、ポイントをつけるとしてもそれは結局それぞれの店舗の持ち出しになってしまうというような、そういったこともありますので、なかなか取組が難しいというような意見が多うございました。また、いずれにしてもこのプレミアム商品券事業はカンフル剤というような認識でございました。ですので、経済がいい形で循環している中では将来を見据えたポイントカード化ですとかキャッシュレス、またクーポン等々といった取組も可能かと存じますけれども、今はまだちょっとそういったところまでは難しいのかなというふうには考えておまして、またポイントカード、クーポン等々を行うにしても余市町内独自のインフラ整備というものはやはり多額の支出を伴いますので、なかなか事業者様としてはその取組に積極的にいけないというような事情もありますので、例えば名前は申しませんが、そういった大きなインフラを持っている民間事業者もございますので、そういったインフラも活用しながらポイント制度ですとかキャッシュレス化、そういったことに取り組むことは検討の域を今まだ脱しておりませんが、検討してまいりたいというふ

うに考えてございます。

○8番（白川栄美子君） 今のプレミアム商品券のことで質問いたします。

これは、第2弾で前回と同じ手法というか、内容も手法も同じような状況でやられるのか。

それから、前回ちょっと多少混乱があったと思うのですが、その部分はきちんと回避できるのかどうか伺います。

○商工観光課長（橋端良平君） 8番、白川議員からのご質問でございますが、基本的には前回同様の手法、内容で行っていききたいと思っております。非常に商店街関係者の方との意見交換の中でも大変好評であったこと、そして受託者が観光協会でありましたことから、地元の事業者様との関係性も強いということ、柔軟な対応が可能であったということで大変喜ばれておりますので、基本的にはその内容で実施していききたいと思いますけれども、やはり混乱があったこと、様々な反省点があったことは事実でございますので、そちらについては改善をしながら実施してまいりたいと考えてございます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第8号 令和2年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（奈良 論君） ただいま上程されました議案第8号 令和2年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします主な内容につきましては、資本的支出につきまして配水管布設替え事業、設計委託業務等の事業費の確定見込みに伴い減額補正をいたすものであります。

また、資本的収入につきましては工事費の確定見込みに伴い工事負担金並びに企業債の減額補正をいたすものであります。

収益的支出、営業費用におきましては、減価償却費の確定見込みによる減額補正と配水管布設替えに伴う配水管の除却、量水器の除却等に伴う固定資産除却費の増額補正をいたすものであります。

営業外費用につきましては、企業債借入れ利息の確定見込みによる減額補正、工事費の確定見込みによる課税仕入れの減額に伴い納付となる消費税及び地方消費税の増額補正、さらには応急資材として保有しております貯蔵品のうち今後使用見込みのない資材について売払い処分をいたしたく、営業外費用、雑支出に不用品売却原価を計上し、水道事業費用の増額補正をいたすものであります。

収益的収入につきましては、営業外収益として

除却処分した資産に関わる長期前受金戻入れの増額補正と給与引当金戻入れの確定による減額補正を行い、支出でご説明申しあげました不用品の売払いによる収益を雑収益、不用品売却収益に計上し、水道事業収益の増額補正をいたすものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 令和2年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和2年度余市町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項目、（4）主要な建設改良事業、（ア）配水管整備事業、既決予定量2億7,200万円、補正予定量863万5,000円の減、計2億6,336万5,000円。

（ウ）水道施設整備事業、既決予定量1,200万円、補正予定量5万4,000円の減、計1,194万6,000円。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額6億7,524万7,000円、補正予定額19万2,000円、計6億7,543万9,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億3,251万4,000円、補正予定額19万2,000円、計1億3,270万6,000円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額6億7,717万1,000円、補正予定額1,205万5,000円、計6億8,922万6,000円。

第1項営業費用、既決予定額5億7,372万2,000円、補正予定額1,118万1,000円、計5億8,490万3,000円。

第2項営業外費用、既決予定額1億234万9,000円、補正予定額87万4,000円、計1億322万3,000円。

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億7,396万

4,000円」を「2億7,846万8,000円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「2,197万2,000円」を「2,071万3,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「2,443万3,000円」を「3,019万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページをお開き願います。収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額3億7,948万2,000円、補正予定額1,366万1,000円の減、計3億6,582万1,000円。

第3項工事負担金、既決予定額3,075万5,000円、補正予定額113万9,000円、計3,189万4,000円。

第4項企業債、既決予定額2億9,220万円、補正予定額1,480万円の減、計2億7,740万円。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額6億5,344万6,000円、補正予定額915万7,000円の減、計6億4,428万9,000円。

第1項建設改良費、既決予定額3億2,173万8,000円、補正予定額915万7,000円の減、計3億1,258万1,000円。

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前限度額2億1,020万円、補正後限度額1億9,550万円。

水道設備整備事業、補正前限度額1,200万円、補正後限度額1,190万円。

令和3年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

1ページをお開き願います。令和2年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、補正額のみ申し上げます。収入、1款水道事業収益、補正額19万2,000円、2項営業外収益19万2,000円、3目長期前受金戻入、補正額37万4,000円につきましては、除却処分した資産に関わる長期前受金戻入れの増額補正であります。

4目引当金戻入、補正額24万5,000円の減につきましては、賞与引当金戻入れの確定に伴う減額補正であります。

5目雑収益、補正額6万3,000円につきましては、不用品の売払いに伴う増額補正であります。

支出、1款水道事業費用、補正額1,205万5,000円、1項水道費用、補正額1,118万1,000円、4目減価償却費、補正額154万1,000円の減につきましては、減価償却費の確定見込み及び配水管布設替えによる配水管の除却に伴う減額補正であります。

5目資産減耗費、補正額1,272万2,000円につきましては、揚水機の除却等に伴う固定資産除却費の増額補正であります。

2項営業外費用、補正額87万4,000円、1目支払利息、補正額73万4,000円の減につきましては、企業債借入れ利息の確定見込みに伴う減額補正であります。

2目消費税及び地方消費税、補正額126万5,000円につきましては、工事費の確定見込みによる課税仕入れに伴う納付と消費税及び地方消費税の増額補正であります。

3目雑支出、補正額34万3,000円につきましては、不用品の売払いに伴う増額補正であります。

2ページをお開き願います。資本的収入及び支出、収入、1款資本的収入、補正額1,366万1,000円の減、3項工事負担金、補正額113万9,000円、1目工事負担金、補正額113万9,000円につきましては、工事費の確定見込みに伴う増額補正であります。

4項企業債、補正額1,480万円の減、1目企業債、補正額1,480万円の減につきましては、工事負担金並びに企業債の減額に伴う減額補正でございます。

支出、1款資本的支出、補正額915万7,000円の減、1項建設改良費、補正額915万7,000円の減、2目配水設備改良費、補正額910万3,000円の減につきましては、配水管布設替え工事費の確定見込みに伴う減額補正であります。

3目水道設備整備費、補正額5万4,000円の減に

つきましては、設計委託業務等工事費の確定見込みによる減額補正であります。

以上、議案第8号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和2年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、議案第16号 工

事請負契約締結事項の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（篠原道憲君） ただいま上程されました議案第16号 工事請負契約締結事項の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約締結事項の変更につきましては、令和2年第3回定例会において議案第5号として令和2年度豊浜橋架替工事の工事請負契約の締結について令和3年3月22日を工期として議決を賜っておりますが、工事の施工に当たりまして地域のライフラインとしての電気や通信設備を共架している電柱の移設工事に当たりルートを迂回するその移設先と交渉、調整を重ねてまいりましたが、所要の日数を要し、そのため本工事の着手が遅れ、全体の工程に影響が生じたことから、工期の変更をいたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第16号 工事請負契約締結事項の変更について。

令和2年9月16日議決の工事請負契約締結について、次のとおり契約事項の一部を変更したいので、議会の議決を求めます。

令和3年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。工事請負契約締結事項の変更について。

令和2年9月16日議決の工事請負契約締結「令和2年度豊浜橋架替工事」事項の一部を次のように変更する。

記。

第4号工期の部分中「至 令和3年3月22日」を「至 令和3年5月31日」に改める。

以上、議案第16号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わり

ました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号 工事請負契約締結事項の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第6、議案第17号 指定管理者の指定の期間の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第17号 指定管理者の指定の期間の変更についてにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

余市町温水プールは昭和56年に建築、平成19年度からは指定管理者制度を導入し、唯一の温水プールとして水泳授業や健康増進など生涯スポーツ振興の拠点として機能を果たしてまいりました。しかしながら、当該施設は建築から40年が経過し、老朽化により利用者の安全確保が困難と判断され

る事態となり、施設を休止する必要が生じたことから、指定管理者の指定の期間の変更をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項及び余市町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の4第1項に基づき指定管理者の指定の期間の変更について議会の議決を賜りたく、ご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第17号 指定管理者の指定の期間の変更について。

平成30年12月18日議決の指定管理者の指定について、次のとおり指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

令和3年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。指定管理者の指定の期間の変更について。

平成30年12月18日議決の指定管理者の指定「余市町温水プール」事項の一部を次のように変更する。

記。

第3号指定の期間中「令和4年3月31日まで」を「令和3年3月31日まで」に改める。

以上、議案第17号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） この件に関しては2月の総務文教委員会でも報告いただいております。それによりますと、昨年11月頃でしたか、建物に関する調査をやって、1月に報告が上がってきて、大規模修繕かけるか建て替えなければ危ないですよと、限界来ていますよという話があって、急遽利用を止めざるを得ない状況になったと。それに付随して、本当は来年まで指定管理をお願いしていたところを止めなければならない施設になって

しまったので、期限を変えて、管理は一応町のほうに戻すということせざるを得なくなったということだったと思うのです。ただ、問題なのが、報告が出たのが1月だったという話ですけれども、管理している水泳協会さんのほうもかなりびっくりされたと。いきなり報告来て、寝耳に水だったという話をおっしゃっている方もいるそうなので、聞くとところによると。また、この施設というのは、今冒頭の説明でもありましたけれども、唯一の町内に存在している温水プールであると。一般の方も使っているし、健康増進ということで介護の関係でもプログラムは組まれている。また、学校のプールとしても使われていると、当地域の。となってくると、計り知れない影響があると思うのです。建物自体は休止せざるを得ないというのは理解できるのですけれども、そういった代替手段含めた道筋というのは果たしてついているのだろうかというのが疑問なのです。その点どうでしょう。

○社会教育課長（浅野敏昭君） 14番、大物議員の質問にご答弁申し上げます。

これまで40年間にわたりまして利用されてまいりました唯一の温水プールにつきまして、様々な利用がされていると。その利用の中で今までいろいろな事業行ってまいりましたけれども、指定管理の期間が変更となってしまった以降の代替の手段についてというご質問だったと思っておりますけれども、温水プールが今のところ利用者の安全第一ということで休止せざるを得ないという判断に至ったことは大変に担当課としてとても残念といいたいでしょうか、申し訳ない気持ちでおります。今後の代替手段でございますけれども、水泳協会様とこれまでも協議続けてまいりましたけれども、今後協議させていただきまして、町内にも一つ、温水ではないのですけれども、あけぼのプールが沢小の横、敷地の中にございます。そこを果たしてどのように使えるか。学校の授業、それから少

年団、介護予防の授業などでいろいろな使われ方をされておりますので、今後水泳協会様と十分な協議をさせていただいて、こちらとしても対応が可能なところはどうかあるかということ、綿密な協議を続けさせていただいて、それにつきましては夏に向けて何ができるかというようなことを検討していきたいというふうに考えております。

○14番（大物 翔君） 公の施設であり、余市町内では学校の財産として管理しているプールってないのです。沢小のあれももともと今の余市防備隊の基地が建設されるに当たって子供たちの遊び場がなくなってしまうということで代替的に造っていただいた施設だったと昔を知る人からはよく聞くのですけれども、ただ残念ながらあそこ冷水プールなのです。しかも、屋根がないと。雨の日が使えないと。子供の水泳授業という意味でいけば、私は小さい頃普通に冷水プールで泳いでいましたから、冷たかったけれども、不可能ではないのかなと思うのですけれども、健康増進の関係のほうでやっぱり比較的年齢層高い方が使おうと思ったときに逆に健康被害出ないかなという懸念はあるのです。夏までに向けて何とか手段を考えていかなければならないというちょっと逼迫した事態にはなっているのですけれども、まず授業がちゃんとできるように何とか図っていかねばならない。また、8期の介護計画、春からまた始まりますから、そういったプログラムに支障が出ないように、もしどうにもならないのであれば、町外のどこかにちょっと協力お願いして、一時的に使わせていただくとか、そういったことも視野に入れていかざるを得ないのではないのかなというのが1つと、ただそれを永久に続けるというわけにもきつといかないと思うのです。いずれはどこかに代替施設の建設が私は必要になってくるのではないかなと。そういったことも視野に入れた調整というか、検討というのは今されているのでし

ようか。

○教育部長（中村利美君） 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

1点目の町外のプール利用を視野に入れた場合というご質問だったかと思えますけれども、学校の水泳授業の関係も校長会を通じてあけぼのプールが利用できるのかどうかも含めて協議させていただきたいと考えておりますけれども、あけぼのプールが使用できない場合は町外のプールも視野に入れて検討していきたいと考えております。

あと、2点目のどこかに代替施設を建てるのかというご質問だったかと思えますけれども、温水プールは公の施設でございます。これまで水泳授業や介護予防の健康増進など生涯スポーツ振興の社会体育施設としては重要な施設として認識しているところでございます。今後の温水プールの在り方につきましては町部局と十分な協議を行いながら検討してまいりたいと考えておりますので、現段階ではその方向性が出るまで休止施設として考えているところでございます。よろしくご理解いただきたいと思います。

○4番（藤野博三君） 質問の前に、余市水泳協会について、私も十数年前までは加盟していた団体ですから、その辺についてまず皆さんにちょっと聞いていただきたいと思います。

余市水泳協会というのは1929年、昭和4年に設立されているのです。北海道では、小樽水泳協に続いて2番目に古い団体です。財団法人の北海道水泳連盟よりも古いのです。まず、そこから始まるのです。そして、余市水泳協会は、1981年だから、昭和56年、温水プールがオープンして、そして水泳協会について、青少年の水泳を通した健全育成、これはずっとあけぼのプールの時代からやってきているのですけれども、そして水泳少年団というものの立ち上げ、基礎水泳をまず指導したのです。そして、その後指導した子供たちから選手になりたい、大きな大会に出るのだという要望が

非常に強くあった。そういうことで、ジュニアアスリートを目指す子供たちのために余市水泳協会スイミングクラブというものを立ち上げて、もちろん水泳少年団も余市水泳協会でも指導、稽古を主導的にやっていたのですけれども、ただこのスイミングクラブを立ち上げたことによって全国大会に行き活躍する選手が非常に出てきた。全国ジュニアオリンピック、全国中学、インターハイ、国体、このプールができてから余市から多くの、もともと昔から余市というのは水泳の盛んな地域だったわけですから、その中からちょっと国際大会まで行く選手が出てきたのです、余市の地から。みんなこの余市の温水プールで育った子供たちなのです。また、このプールの本来の設置目的である町民の健康増進、体力の向上のための親子水泳教室、小学校低学年のための水泳教室、それから大人の水泳教室、そして高齢者のための歩く水泳教室など多く開催してきています。この歩く水泳教室に関しては、今は引退された佐々木正江議員がここで一般質問したのをきっかけにして余市水泳協会、タイアップして、そもそもが始めた事業なのです。それほど一生懸命余市温水プールを使いながら余市町民、また子供たちの体力向上、また選手を目指したい子供たちのための指導の場として非常に活用されてきたわけなのです。そして、平成15年に地方自治法が改正され、指定管理者制度が導入されることになったのです。そして、平成17年6月14日に余市町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例が施行されました。平成18年の暮れに温水プールの指定管理者の公募が行われたわけなのです。私の記憶によれば、3団体が提案書を提出したと思います。その中で余市水泳協会の提案書が採用されたということなのですけれども、これはそのときの上野町長が指定管理者であれば余市町の団体に任せたいような意向もあったと思います。それは、別に直接役場から、町長から聞いたわけではありませ

んけれども。それ以来平成19年4月1日から今日まで14年間指定管理者としてプールの運営を続けてきたわけなのです。また、指定管理者の指定に伴い、余市水泳協会が任意団体であるということは、別に任意団体でも構わないのですけれども、ただいろいろな諸般の事情からNPO法人として法務局に登記を済ませた中で運営を今日まで続けてきたということなのです。協定では令和3年3月31日まで、1年を残した中で突然1か月くらい前に今年度いっぱい指定を終了すると、そういうことが連絡があった。これは水泳協会の何人かから確認したことでありますので、それは事実だと思います。以下、ちょっとそれについて質問させていただきます。ちょっと前段が長過ぎて大変申し訳ないですけれども。

まず、1つは、本来であればこの指定期間の打ち切りに対してはある程度の時間の余裕を持って、例えば6か月とか1年とか、そういう余裕を持った中で通告されなければならないと思うのです。水泳協会も一応法人なのです。個人ではないから、いやいや、やめますとかはい、はいというわけにはいかないところであります。なぜそのような短期間での指定を中止するという事になったのか、その辺についてまず1つお聞きしたいと思います。

また、2点目として、これは本件は教育委員会の事情によるものですよ。本来突然の休止というのは指定管理者に何か、町の勧告、命令に従わないために突然指定管理を中止するという事は往々にしてあることなのですけれども、今回は事情が全く違う。指定期間廃止すると。協定書というのは、これは契約ではないのです。普通協定というのは。ただ、民法上の扱いとしては契約と解されるのです。課長の答弁でも事前に何度か協議したというようなことを答弁されていたけれども、本当にそれはちゃんとしたのか。また、理解を得るために何度も何度も水泳協会と、実際はN

PO法人水泳協会なのです。この4月1日から温水プール、再開に向けて設備に関わる指定管理者が行う軽微ないろいろな設備投資、またはボランティアで運営はされているけれども、有料ボランティア、1か月1万円から1万5,000円の一応交通費という形でお金は出ている有料ボランティアなのです。だから、そういう計画を既に立てていて、これはやっぱり指定管理者に損害が生ずるわけですから、これは何らかのちゃんと整理して、きちんと余市水泳協会に対して対応していただきたいと思うのです。これは1回や2回の話し合いではなくて、本来は去年からこの話し合いが行われていないと駄目だと思うのです。この1月か2月のときに、突然。水泳協会は真摯に自分たちの協会の財産を使いながらずっと運営してきたのです、平成19年から。その辺は、十分心に入れてもらいたいと思うのです。これについてちょっと、この2点について答弁お願いしたいと思います。

○社会教育課長（浅野敏昭君） 4番、藤野議員の質問にご答弁申し上げます。

まず、指定期間の通告など通常であれば6か月ほどの余裕を持ってということでのご質問、1点目があったかと思えます。まず、これにつきましては昨年の11月頃に水泳協会様のほうからさびの落下が見られるということがありました。これは初めてではございませんで、若干説明させていただきますと、物すごく顕著にさびが落ちてきたというような報告を指定管理者様から受けていたのは、私どもの記録などによれば平成28年度、前年度よりも多めに落ちていたということがまずございました。その都度指定管理者様のほうで目で見まして、清掃しまして、町としても一部さび落としですとかさび止めですとか塗装などをしてまいりました。さびの落下は平成29年度、30年度とやまず、さびの落下対策ということでその都度、その都度やってまいりました。プール本体もステンレスのものでございますけれども、中の防水塗装

ということも町費でやりましたり、協議の上で水泳協会さんが冬の間にいろいろな整備をしていただいたところがございます。今回のお話に戻りますけれども、さびの落下を受けまして、教育委員会と水泳協会さんと一緒にまずは現場、さびの落ちたところの確認をしました。平成28年度から以降の話ですので、これはちょっと続き過ぎといましようか、建物の本体自体どうなのであろうかというようなことを両方で話し合いをしまして、耐震ですとか鉄骨の構造材に対しての専門の業者さんに見てもらったほうがいいのではないかとということで、町内業者様を通して札幌の業者様に見ていただいて、報告書が1月に上がってきたところでございます。ですから、さびの落下があって、専門の業者さんに見ていただくということは水泳協会様と、水泳協会様もプールのほうに詰めておりますので、私たちが行くときには当然立会いもしていただいておりました。それが1月の中旬でしょうか、正式な報告書が出てまいりまして、今耐震の基準なども大変東日本以降厳しくなっておりますことから、耐震の診断云々というところもなかなか厳しいのではないかと。まだそれは結論は出ておりませんが、そういったことがありまして、正式に協議をさせていただいたのが2月の初旬だったというふうに記憶をしております。実際に書類も残しておりますけれども。その中で利用者の安全確保のことでいかがだろうか。去年もさびは落ちていますし、今年明けてさびも落ちますけれども、何よりも業者様の報告でいただいたのが地震が起きたときに倒壊してしまうおそれがある、当然でございます。それから、さびの落下もこのまま続きますと、さびといましても塊で落ちてくる場合も過去にもありましたので、それで安全が確保できないのではないかと。これは水泳協会様と私ども両者が確認をしたところでございます。というような経過がまずございました。指定期間の通告につきましてで

ございますけれども、基本協定の中で第54条に不可抗力による指定の取消しというものがございません。その中に甲、乙の協議をいたしまして、指定についての協議を甲からか乙からかということで求めることができるというふうになってございます。今回のケースについては教育委員会から指定を、ごめんなさい、取り消したいのだということでも水泳協会さんのほうから私ども安全にやっっていけないので指定のほうの期間を短くしていただきたいというようなこと、今議員の質問聞いておまして、実際のところ果たしてどうだったのかなというようなことはありますけれども、さびの落下の時点からやり取りをさせていただいておまして、協議の中でこのような利用者の安全確保のためのプールの休止というようなことを今回判断をさせていただいたところでございます。協会の財産などを私どものほうで、そこのプールにありますから、いろいろな有形、無形の財産を、歴史もあることだと伺いましたけれども、そういった協会に与える損害といたしまししょうか、損失といたしまししょうか、補填についてということも、有料のボランティアさんというお話もありましたけれども、それについては損害があるかどうか、それから指定管理の中で、令和2年度、コロナで実際にお客様も去年だと1万を超えていたものが今年は4,000台というふうになっていますし、その中に影響額、4月、5月は大変水温が冷たかったもので、普通はボイラー、フルで回転するのですが、それがやらずに済んだので、今年は損益については赤字を出しておらないところも実はございます。そういった全体の影響考えた上でそういったことを今後も水泳協会さんと協議を続けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○4番（藤野博三君） 言っていることは理解できるのです。課長も答弁の中で別に間違ったことは言っていない。確かに協定書の中にもある。そ

れ分かります。水泳協会が一番先の協定書を書いたのは私だから、その辺は十分に理解しています。ただ、唐突だったというのが一番の私は原因だと思うのです。今私はその場にはいないから、その辺のことは何人かの方に確認したらやはり、実際3月15日頃からオープンのための準備をするのです、毎年。プールの清掃から始まって、そして水泳協会のほうでできるような小さな部品、備品、こういうものを整理して、そしてなかなか4月1日とはいかないけれども、4月の初めにはオープンして、町民の皆様にプールを活用していただく方法になっているのです。だから、その辺考えればやはり、ともかく思われるのはなぜもう少し早くプールの調査をして、結論を早く出さなかったのかということなのです。これプールというのはもう何年前になるのかな、10年以上前になるのかな、一回大規模に改修していますよね。屋根の合板というのか、天井のそれ落ちてきたり、天井の製品を保つためのブレースが落ちてきたり、これも誰もいないときに落ちてきたから、たまたま事故というのは免れたわけなのですけれども、そういうのはあるのです、十分。それは十分理解している。ただ、公共施設というのはそういうものを、今プールは入っていないかもしれないけれども、長寿命化計画の中でいろいろなものをそういうふうに長く使えるように、温水プールより先にできているあけぼのプールはちょっと形態が違うけれども、まだ使われているのです。だから、40年というのはすごい時間かもしれないけれども、鉄骨の建物で40年というのは決して長くはない。もう少し使えるのではないかな。それはやっぱりふだんからのそういうプールの、プールばかりではない、これ公の施設全てかもしれないけれども、点検、それに対する整備を少し怠ってきたのかなという思いはあるのです。あのプールは、本体そのものがコンクリート造りではないのです。珍しいアルミのプールなのです。プール自体もちょっと

漏れたりなんだりして、水泳協会さんでもかなりいろいろな手だてを使って漏れないようにと。漏れると莫大な水の量かかるのです。そういうものも万が一漏れた場合はほぼ水泳協会の指定管理料と、水泳協会の財産を使ってそれを少しでも長くやりたいということでやってきたのです。だから、課長の答弁は重々分かるのですけれども、これ1番も2番もそうなのだけれども、それに対して水泳協会のほうにやはり寄り添ってやっていただきたいと思うのです。というのは、なぜ冒頭水泳協会の歴史を言ったかということ、余市の水泳は余市水泳協会で行っているのです。ちょっとまれな町なのです。ほかのところはいろいろな高校、または大学、一般のスイミングクラブ等でやってきたのですけれども、余市町だけは水泳協会が中心となって、古い話、その水泳協会の人がオリンピック行ったのです、北海道で初めて水泳で。だから、そういうようなことも含めた中で、今ここで指定管理をぴたっともし止められたら、今までそれを原資にしてやってきたことが、水泳協会自体がNPO法人としてはもちろんだけれども、成り立たなくなるのではないのか。解散するのか。解散してくださいということなのか。その辺も十分、これは町としてもそうだろうし、教育委員会としてもそうだろうし、90年以上一生懸命水泳続けてきた団体がなくなるかもしれないのです。恐らくNPO法人ではなくなるでしょう、間違いなく。代替で、例えばあけぼので行事やったって2か月ではないですか。おまけに温水プールではない。よその施設を借りるといったって冷水のプールでは限りがあるのです。この北後志5か町村で夏の短期間だけれども、プールオープンして、そして温水プールというのは積丹町にもないのです。そこに一々みんなで行くのかということ。多分水泳協会としては1か月でも2か月でも水泳普及のためにあけぼのプールを使いたいという意向は恐らく、課長もその辺は分かって

いると思うけれども、あると思う。ただ、そういう余市の町と一緒に歩いてきた100年近くにならないとするそういう一つの団体がなくなるかもしれない。それも自分たちのミスならば、多分理解して納得するでしょう。でも、そうではないでしょう。地方自治法には言わせていないのですから、指定管理の部分で。その辺は、十分考えてもらいたいと思うのです。その辺、総花的になったけれども、ちょっと答弁お願いしたい。

○教育長（前坂伸也君） 4番、藤野議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

議員から水泳協会の成り立ちを含め、その歴史も含めてお話をいただきました。私も改めてお話を聞いて、長年にわたる水泳協会のスポーツ振興、さらには健康増進という、本当に町民に多大なる貢献をさせていただいたということで改めて感じました。そういった中で今回施設の老朽化が進み、利用者の安全確保ができないということで、断腸の思いで休止という判断をさせていただいたわけですが、水泳協会とも私ども十分に協議をさせていただいたということで、その判断も含めて休止という判断をしたということでございますが、ただいま唐突というご指摘がありました。まさにそのとおりだと思います。私も十分に反省をしているところでありまして、施設の管理運営についてはこの間のメンテナンスも含めて、しっかりと先を見据えてやったのかといったことも含めて、非常に今となっては遅いのですが、反省をしているところでございます。そういった中でこの間も水泳協会ともお話をさせていただいたところですが、次年度以降もあけぼのプールを使って何とか事業縮小してでも進められないかと、町民のために頑張っていただけるという話もいただいておりますので、そのことも私本当に深く感謝をしているところでございます。そういった中で歴史ある水泳協会、私どものちょっと施設管理の部分の不備もあったかと思いますが、この

ような事態になってしまったということで改めておわびを申し上げるところでございますが、今後の組織の在り方についても、これまで多大なる貢献もしていただいたということもありますし、私どもとしても、都合のいい話ですが、子供たちのため、また高齢者のために広く使われているプールでもございますので、水泳でございますので、そういったことも含めて十分に協議をさせていただいて、何とか会を存続していただいた中で私どもと一緒に事業進めていっていただきたいということで十分にお話し合いは持たせていただきたいと思います。

○4番（藤野博三君） 今教育長が言ったことが全てなのです。だから、その辺はそれこそ真摯に、これは教育委員会ばかりでなくて、私は町長部局も一緒だと思います。プールは今教育財産になっているけれども、もともとは町の財産なのですから。その辺含めた中、十分心して、一つの伝統ある水泳団体が町から私はなくなってしまうのは非常に心が悲しい。多分頑張って組織としては残るのだけれども、審議会の組織になってしまう。ただメンバーがいるだけの組織、それが嫌だから、70年も80年も90年も活動して頑張ってきたのですから、その辺は教育長はじめ町長も十分考慮した中で、ここで新しいプールどうのこうのということと言わないけれども、町長出身の紋別には16億円もかけたステアというすごくすばらしいプールがあるのでございますけれども、その辺も含めた中でぜひ教育委員会も町長部局も前に進める形で、水泳協会に大きな損害被ることないように十分配慮した中で推し進めていただきたいと思っております。その辺はよろしくお願ひしたいと思います。もし何かありましたら。

○教育長（前坂伸也君） 4番、藤野議員の再度のご質問にご答弁をいたします。

非常に重いお言葉をいただきました。このことは私しっかりと受け止めて、今後対応していき

たいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○15番（中谷栄利君） 今お二人の質問も聞いて、十分だと思うのですけれども、ちょっと1点確認を取りたい。

要は指定の期間の変更ですけれども、問題は議案ですけれども、平成28年からさびの落下だとか、そういった状況を予測されて、今日に至るようなことは十分把握できたはずなのですけれども、問題はいろいろ老人介護の計画にも組み込まれていたり、学校教育にも入っている。一般の水泳、そういった形でも温水プールとして、公の施設として町民の財産です。そういったものが、やはり自治基本条例というものがこの余市町にあって、そういった問題、今後このことをどうするのか、そういったことが広く意見を求めるような形で議論されていない中で休止せざるを得ない状況が、担当課長の話では関係部局、町とも協議していきたいという話ですが、その間も一般住民は使えない状況に陥るということで大変ゆゆしき問題だと思います。そういった意味で自治基本条例にのっとってこの問題について検討してやっていかなければならないという考えは担当のところではなかったのかどうか。そのことに照らして今後どうしていくのか。町の関係部局との協議ということよりも、町民の財産ですから、その中で自治基本条例に照らした議論も乗せるべきでないかなと思っておりますが、その扱いはどのように考えていますか。

○教育部長（中村利美君） 15番、中谷議員のご質問にご答弁申し上げます。

温水プールのさびの状況でございますが、平成28年より少しずつさびの剥離片が落下してきておりまして、昨年秋ぐらいにだんだんさびの落下が多くなりまして、専門業者のほうに調査依頼をかけたところでございます。報告書の内容なのですけれども、屋内鉄骨全体にさび汁が広がっており、さびによる剥離片が落下するなど鉄骨の板厚の減

少が10%を超えた劣化進行が著しく、平常時もさびの剥離片や部材の剥落等により利用者に損傷を負わせてしまうことも考えられるという内容の報告書でございましたので、教育委員会といたしましては施設の安全性が確保できない状態では町民の利用に供することができないという考えから指定管理者とも十分協議をさせていただいて、このような今回のご提案になった次第でございます。議員ご指摘のとおり、介護予防の事業ですとか学校の水泳授業、そういった部分も学校だとか関係団体と十分協議をさせていただきながら、教育委員会としてできる限り対応させていただきたいと考えております。

もう一点、自治基本条例に基づいて今後の在り方を検討していくのかという部分のご質問でございますけれども、プールの今後の在り方につきましては町長部局とも十分な協議を行いながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○15番（中谷栄利君） 自治基本条例があるわけですから、やはり一般住民にしてみれば寝耳に水という状況に陥っています。そういった中で、安全の問題で苦渋の決断ということは十分把握できますけれども、公の施設として使えない、使用に支障を来す状況がやがて発生するという状況が予測できるものがあるわけです。温水プールだけでなく、これからの公の施設、多分みんなそうだと思います。そういったことに照らして、要するに町関係の機関の決定ではなくて、住民の中でこの問題についてどういうふうに判断したらいいのか関係団体も含めて十分協議する、そういった話合いの場をちゃんと自治基本条例に基づいて対応すべきではないのかということなのです。その辺協議するという話もありますけれども、その十分念頭に置いて対応してください。時間もないのですけれども、もし自治基本条例に照らしてこの公の施設の在り方についてきちんと対応できな

れば大変な問題だと私は思います。

○教育長（前坂伸也君） 15番、中谷議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

繰り返しになりますが、町民の安全を確保できないということで休止という対応させていただくわけでございますが、先ほど藤野議員からもご指摘がございましたが、あまりにも唐突ではないかということでございます。町民の幅広い年代層に使っていただいた公共施設でございます。町民側にとっても、これは利用者目線から考えますとこれも唐突ということで、本当に突然施設が使えなくなったということで大きな戸惑いを感じられると思います。そういった部分は、自治基本のお話もございましたが、まずは住民に周知をしっかりとさせていただきまして、水泳協会とも今後のことはしっかりと協議をさせていただいた中で町民の皆様へ情報を提供させていただいて、ご理解を得たいと考えております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号 指定管理者の指定の期間の変更については、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第7、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号18番、岸本議員の発言を許します。

○18番（岸本好且君） 令和3年余市町議会第1回定例会に当たり、さきに提出しております一般質問を行います。町長におかれましては、答弁方よろしく願いをいたします。

1件目、コロナ禍における災害時の避難について。国土交通省は、最大クラスの災害に備え避難施設を増強する自治体に対し財政支援をする方針を示されました。2018年の西日本豪雨、一昨年の台風19号など地球温暖化で従来の規模をはるかに超える水害が毎年全国各地に多発しております。特に河川の氾濫による浸水被害想定は、2015年の水防法改正により設定条件が1,000年に1回級の降雨に設定され、より厳しくなりました。市町村は、想定結果を基に住民向けのハザードマップの更新、避難ルート、さらに新型コロナウイルス感染症拡大を鑑み、避難所の再検討が求められています。今年2月13日も震度6強の地震が東北で発生しました。新型コロナウイルス対策を念頭に入れ、本町においても避難所の改修及び追加指定

や民間施設の活用をはじめ、災害初期段階で開設する箇所を増やすなどの取組を行うべきと考えます。このたび国交省の支援対象はこうした最新想定に基づき避難所に使用するための公共施設を改修、または既に避難所としている施設を改築したりする自治体に対し交付金措置で対応するものであり、水害のみならず地震や津波、台風などにも大いに役立ちます。あわせて、新型コロナウイルス感染症の予防策として避難所のスペース拡大といった密集対策を積極的に後押しするものです。2011年の東日本大震災から間もなく10年を迎えます。この2月13日に地震に襲われた福島、宮城両県の自治体では、コロナウイルス対策を徹底した避難所運営が行われました。以下、コロナ禍における本町の避難所の現状と在り方について質問いたします。

1つ、緊急避難所を増設するため民間ビル及び私有地等の活用の要請について。

2、感染症の予防対策として密集対策に万全を期すための避難所の改修について。

3、発熱などの症状が出た場合、避難所に専用スペースの確保とその医療体制について。

4、感染リスクを避けた避難生活を送るためマスク、消毒液、間仕切り、段ボールベッドの備蓄の現状について。

5、新型コロナウイルス感染症の対策を取り入れた避難所の運営訓練の実施、その主な訓練内容について。

6、ハザードマップの理解度を向上させるための区会、職域、団体等の取組について。

以上、よろしく申し上げます。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁します。

1点目の緊急避難場所についての質問ですが、緊急避難場所とは一時的に滞在し、安全を確保する場所として位置づけており、安全が確保された段階で指定避難所に移動していただくことになり

ます。本町は指定緊急避難所として災害の種類別に68か所指定しており、うち民間の協力をいただいた津波避難ビル3か所を含め15か所の民間施設を指定しています。

2点目の感染症対策としての避難所改修についてですが、本町が指定している指定避難所は通常はそれぞれ本来の使用目的に基づいて使用されており、コロナ感染症対策のため施設を改修することは本来の使用目的に支障を来すことが考えられることから、改修等については慎重に判断する必要がありますと考えています。各避難所を開設した際には、ソーシャルディスタンスを確保するとともに、発熱者等との動線を分離するなど密集対策に万全を期してまいります。

3点目の避難所での発熱などの症状が出た場合の体制についてですが、発熱者等につきましても速やかに専用スペースに移動させるとともに、保健機関や医療機関に連絡し、医師の判断を仰ぎます。

4点目の備蓄の現状についてですが、マスク、アルコール消毒液、簡易間仕切り、段ボールベッド等の確保を順次進めてきており、指定避難所を中心に計画的に配備してまいります。

5点目の新型コロナウイルス対策を取り入れた避難所の運営訓練についてですが、昨年7月に旧栄小学校において新型コロナウイルス対策を踏まえた避難所開設訓練を実施しています。主な訓練内容については、受付時における発熱者等の誘導動線の確保をはじめ、ソーシャルディスタンスを確保した居住スペースや独立性を確保した避難スペースの設置方法等について手順確認を行ったところがあります。今後におきましても適切な避難所運営に向けて準備してまいります。

6点目のハザードマップ理解度向上の取組についてですが、これまで区会や学校等において防災学習会や災害図上訓練、避難所運営訓練を実施し、その中で地域における危険箇所や災害特性など防

災ガイドマップを活用し、理解度の向上を図っています。今後においても訓練等を充実し、防災ガイドマップの理解度向上を図ってまいります。

○18番（岸本好且君） 今回コロナ禍の中の避難ということを中心に質問させていただきましたけれども、最近ちょっと地震が北海道にも起きていますし、今日午前中ですか、関東地方にも地震が起きたということで、コロナに限らずそれを含めて、河川の増水も含めて、今答弁ありましたけれども、災害の防災、減災というのはどうしても、例えば産業だとか観光だとか、そういう目に見えて華やかな部門ではないです。全くその逆で、いつ起きるか分からない、そういう状況、仮定といいますか、予想といいますか、ですからこれでいいということは多分ないのです。そういう意味で、当然それにはお金もかかることですし、人力も要るものですから、厄介ですが、これから我々余市町が目指している移住、定住の関係で余市に来て、住んでもらって、ここで子育てしてほしいという中では、安心してここで暮らせる、それは当然なのですけれども、万が一大きな災害が起きたときにどうなのかというのは問われていると思います。そんな意味で全国各地で、今回特にコロナがあった関係もあると思いますけれども、そこには力を入れてきていると。ですから、余市もそれに遅れないようにしっかりこれからやっていかなければならないということで、答弁、それぞれ取り組んでいるということでありましたけれども、まず1点目の避難所です。民間のビル、私有地、数的には68か所、民間は15か所ということで、数的にはこれで十分なのかどうかちょっと判断はあれですけれども、そのように確保されているということなのですけれども、今の民間ビルの3か所、当然高さの関係だとか規定があると思うのですけれども、これで十分なのか、あと地域性の問題です。どうしても東部地区に大きな建物があるということで、例えば西部とか、そういう関係のほう

では民間のビルとの関係については検討されているのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の再質問に答弁させていただきたいと思います。

津波の関係だと思いますけれども、高さが必要なビルに関してはもちろんハザードマップに基づいて津波エリアだと想定される場所を中心に配備しておりますけれども、その3か所に関してはグランデリビエール、太陽ハイツ、ホテルサンアート、3か所津波避難ビルとして想定しています。

○18番（岸本好且君） これ民間の施設は確かに数は少ないですし、所有者の関係もありますので、ただすごく身近な存在といたしますか、その地域というか、余市でいえば区会とかでいつも見ている建物で身近に感じています。これ将来的な話ですけれども、そこでもしもう一步進んで訓練だとか協力得てすることによって、今どうしても区会活動が低迷している、もしくは近所間の交流というのが希薄になっている中でこういう訓練、本当はあまりしたくない訓練ですけれども、そのことによって民間の施設を使って、それがよりよく、公設の施設とまた違った形で地域が深まり、そして実際に今度起きたときにスムーズに効果的な避難活動といたしますか、避難ができると思いますけれども、民間施設の効果について、公設と違う効果として町長はどのような考えをお持ちなのかお聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきます。

民間が持つ建物の効果についてということで、ちょっと意図が分かりかねるのですが、それを民間だから訓練のときに協力が必要で、スムーズには訓練できないのではないかという趣旨だというふうに解して答弁させていただきますと、防災マネジャーを中心にどのように効率的に訓練を行うのかというのを常に検討しております、

もちろん必要に応じて民間施設での訓練が必要だということになれば、その点も話して訓練することはやぶさかではありませんので、避難計画やハザードマップなども検討しながら必要に応じて民間とも協力しながらやっていくということです。

○18番（岸本好且君） 私有地の関係なのですが、これもちょっと私の主観なのですが、大体は長期間の避難生活になって、たくさんの避難者が、特に学校なんかはグラウンドを使用したりなんかして、学校運営にやっぱり支障を来しているところが見受けられる。そういう意味で学校とは別なところ、それが公的な町の持ち物があればいいのですが、場所の関係もあります。私有地の関係というのは今現在多分ないのだろうと思うのですが、それは今後ちょっと考える余地があるかどうか、その辺お聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

避難施設としての公共施設以外の活用について、私有地も含めてですけれども、もちろん公共施設以外にも民間施設を活用することは先ほど答弁させていただいております。民間施設として15施設あるというふうに答弁させていただきましたけれども、もちろんそれは私有地になりますので、私有地も使って避難所を確保することです。

○18番（岸本好且君） 民間活用については積極的に今後推し進めていきたいと思っておりますし、そういう意味では環境整備についてよろしく願っています。

1点目の関係については終わります。

2点目の密集対策についてですけれども、町長の答弁の中でコロナとしてのそういう対策は、改修は行わないというか、想定していないということなのですが、それはそれとして、今回はコロナだから密集を避けるということも確かにあるのですが、今避難所の在り方というのが

大きく変わってきていると思います。今回実際に要請というか、指導というか、あったかどうかあれですけども、最低でも1メートル以上、コロナだから、そういう形になっていると思うのです。1メートル以上避難者同士の間隔を空けるようにということで、そういうのがあったのですけれども、実際避難所マニュアルといますか、余市町の場合そういうふうに変えていく、もしくはそういう指導が今現時点であったのかどうか、お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、避難所を開設する際にソーシャルディスタンスを確保するということが万全を期すということでございますので、マニュアルにもソーシャルディスタンスを確保するような避難所の開設についてやっているところであります。

○18番（岸本好且君） その場合、避難所の数も含めて、災害の規模にもよるのですけれども、避難所に避難者の方が集まって、ソーシャルディスタンスがなかなかできず、そこからまた分散避難というのですか、そんなことも想定されると思うのです。これもあくまでも想定なのですけれども、今回1メートル以上できるだけ空けるようにということで、避難所のスペースがどうしても狭くなる。そして、そこから分散して、また違う避難所を開設するという、そういう手順が、混乱している中で大変な状況になると思うのですけれども、その辺のことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

以前にも私答弁させていただいたと思いますけれども、緊急的に避難する場合は、もちろん津波が一番スピードを持って対処しなければならないので、そこで一気に避難してもらおうと。それぞれ

の洪水ですとかそれ以外の災害で避難の必要性が生じた場合には、まだちょっと時間的な余裕があるものですから、それぞれの状況に応じて密集を避けながら行動することができるということです。また、分散に関しては今ソーシャルディスタンスを確保するというようなマニュアルもつくって、そのように想定をして担当課のほうでやっておりますけれども、以前にも答弁させていただきましたが、例えば自宅で避難できる方は自宅で待機するなど、できるだけ密にならないような手法も考えているというところでございます。

○18番（岸本好且君） 実は私も以前に厚真町にちょっとボランティアで行った経緯があって、そこは体育館なのですが、かなり混乱して、混んできて、移動するのにちょっと手伝ったことあるのですけれども、いろいろな想定をして、机上では組立てしていくのですが、実際は現場だったら混乱している状況が多分多様にあると思いますので、その辺はいろいろな想定した中でこの関係についても積極的に取り入れていただきたいと思います。

2つ目終わります。

3つ目なのですけれども、医療体制です。今回特にコロナの関係なのですけれども、終息もまだままならない状況で、本当にこの瞬間にも起きるか分からない状況ですので、そこで万全を期していくということで答弁ありましたけれども、当然避難所は先ほど出ています公設、特に学校の体育館、公民館、スポーツ施設だとか割と大きな建物に避難所を開設するケースが多いわけです。その場合、そこには当然、特に冬の場合は当然寒いですし、お年寄りの方はなかなか騒がしくて寝れない状態だとか、あと疾患持っている方だとか、そういう方の、医療関係とかやっぱり劣悪な状態になるというのがこれまでの各地で見られる状況です。そこで、これもちょっとさっきの改修の部分にも入ってきてあれなのですけれども、例えば特

別な医療スペースみたいなものは今簡易的なものもありますので、そういうものも今後取り入れていかなければならないと思いますけれども、その辺はある程度準備といいますか、考えられているのかどうか。これ医療ですから、医師会の関係もあると思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

医療スペースをつくるというのはふだんからだというふうに理解して答弁させていただきますと、先ほど答弁させていただきましたとおり、本来使用目的がありますから、ふだんから使っている施設に対して特別に医療施設を造るということは、慎重に判断する必要があると思っておりますので、今のところの想定には特段はないということでございます。

○18番（岸本好且君） ふだんからそういう使用目的ではないので、なかなかそれは、そういうことになると思うのですけれども、例えば避難所で一定期間避難生活が続く場合、これ災害対策基本法の中にもうたっていると思うのですけれども、当然大きな災害になったときには実際病院、医療施設もそういう状況になっているときにその施設で医療行為を行わなければならない。医療行為も高度でなくて、緊急の応急処置をしなければならないというときにそういうスペースというのは、体育館なら体育館のところの一部につくこともいいのですけれども、別な教室だとか、そういうのが配置できれば当然それでいいのですけれども、その辺余市の場合どうなのでしょう。そういうことも今後、非常時のことですから、平常時は考えられないということでそれは分かるのですけれども、いつ起きるか分からないので、すぐそういう体制が取れるようにしたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の再度の

質問に答弁させていただきたいと思います。

趣旨としては医療機関も崩壊したときの医療体制の確保だというふうに解して答弁させていただきますと、もちろんある災害が起こる場合は日本全国同時多発的に起こるということは一般論としてですけれども、あまり想定されなくて、どこかで災害起こったらどこかは災害ではないというような状況が想定されます。だからこそ広域でリスクの分散というのが私は重要だと思っておりますので、様々な地域の自治体とも防災の分野で協力しながら医療機関が駄目な場合でも別のところでバックアップできるような体制を構築することが重要だと思っております。防災マネジャーを中心に各地域と防災に関しての意見交換など課題の洗い出しをやっているというところであります。

○18番（岸本好且君） これは医療の関係で専門分野、医師会との関係もあります。今回コロナのワクチンの接種の関係で積極的に連携してやっているということですので、災害時においてもそういう連携というのはより一層強めていかなければならないと思いますので、今後は取り進めていただきたいと思います。

4つ目の資機材の関係のマスク、消毒液、間仕切り、段ボールベッド、今回4つ指定して、この関係についてちょっと質問したのですけれども、これは全道各自治体でそれぞれ備蓄はされていると思うのですけれども、せんだってなかなか財政的なことだとかで完全にそろっているところは本当に少ない。179市町村でやはり20ぐらいしかそろっていない。あと、全く用意していないところはないのですけれども、余市町の場合マスク、消毒液、間仕切り、段ボールベッドについては想定数の設備はないと。今後設備をする予定、検討ということになっているのですけれども、この準備状況、進捗状況というのは今現在、想定する範囲にまだ届いていないということでなっているようですけれども、その辺はどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

マスクに関しては現在のところ8万枚、各指定避難所に4,000枚ずつ、消毒液は335リットル、各指定避難所に28リットル、簡易間仕切りは120個、各避難所10個、段ボールベッドは現在品薄のため5台というような準備状況になっておりますが、先ほどの質問とも関連しますけれども、同時多発的にいろいろなところで災害が起こるというわけではありませので、備蓄に関してもそれぞれの自治体が全て確保するというのはなかなか日本全国難しい状況にありますので、その点は各自自治体レベルでバックアップ体制を構築するというほうが合理的だと思っておりますので、そのようなことも検討しながら今進めているところであります。

○18番（岸本好且君） これも想定の中でやらなければならぬあれですけれども、本当に起きてこれが足りなくなったとか、これがやはり不十分だったということにならないように、財政のこともありますけれども、先ほど冒頭言いましたように、万が一災害が発生したときの復興までの間、町民の健康と命をきちんと守っていく責任はやっぱり自治体が大きいので、その辺については準備できるものについては計画的に準備をしていただきたいと思います。

5つ目の訓練の関係です。コロナを想定した訓練が旧栄小でされたということで、さっきの答弁ではそれぞれやられているということなのですが、ちょっと私今回この質問したのは運営、避難所は施設管理者、当然対策本部とかが立ち上がっていますので、そこがまず主体となって建物の安全性とか、そういうのを確認した上で開設すると。そして、その後アドバイザー、専門家が主体となって、今度は実際に避難している方々が主体となって運営をしていくと、それがたしか基本になっていると思いますけれども、そこがなかなか

か難しい。まして混乱している状況で、果たしてそこまできちんとなるというのは大変で、だからこそ訓練というのは本当に重要で、これ子供たちも含めてそうなのですけれども、運営の面で、今区会が中心になると思うのですけれども、なかなか区会のほうの活動が今低迷している中でどうしたらいいかというのは、私も区会の一員ですので、話す機会あるのですけれども、今災害起きて、ここに開設されて、訓練でそこは全て解決すると思いませんけれども、そういうことをふだんから、今ずっと余市町も災害が起きていません。ですから、どうしても実際に災害が起きたところと大きな災害が起きていないところとの温度差が非常にあるので、今だからこそそういう訓練だとか、今言ったそういう想定したことをシミュレーションしてやるというのが重要な時期だと思いますけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

避難所の運営に関しては、ご指摘のとおり訓練しているからといって災害時に機能するとは限りません。実際もうすぐ東日本大震災から10年たちますけれども、さきに起こった東北での震度6強の地震の際に10年前に体験しているにもかかわらずなかなかうまく実際現場が回らなかったということも聞いております。すなわち避難所運営する側も避難した方々も、はっきり言ってこういうのに慣れていない素人なわけです。ですから、だからこそ余市町では防災マネジャー、陸自OBの方を入れて、運営の能力を上げるようなことをしていますし、各自自治体にそういう専門家がいますから、だからこそ横のつながりで、先ほど来申し上げておりますとおり、同時多発的に起こるわけではありませので、1か所で災害が起こった際にはそういう連携を生かして専門家に来てもらって、運営のノウハウを、スムーズな運営に資するような活動してもらおうということこそが重要

だと思っていまして、そのように今検討ですとか課題の洗い出しをしているというところでございます。

○18番（岸本好且君） それが常に身近に感じられる、防災、訓練というのは、それは過剰にはならない程度に、町というよりもこの町の町民を守るためにこうやって訓練もほかの自治体よりは多く開催しているよと。それ参加人数の多い、少ないは関係なくして、やっぱり常時そういう環境をつくっていくというのが大事かと思しますので、これは永遠のテーマですので、問題は起きたときに訓練が生きてきたと、そういうふうになるような訓練内容といいますか、そういうのを実施、今後とも取り進めていただきたいと思います。

最後ですけれども、ハザードマップの関係です。実はこの関係なのですけれども、なかなか理解度が向上されていないというのが全国的にそういうふうに捉えられています。特に、先ほどもちょっと言いましたけれども、実際に被害があった被災地と、本当はいいことなのですけれども、余市のように、この地域のように災害がしばらく起きていないところの温度差というか、理解度向上、確実に開いています。これはちょっと新聞のあれなのですけれども、ハザードマップを内容理解しているかというのは特に今被災されている東北地方とかは45%、約50%まで実際に理解している。ところが、これは北海道については40%っていない。余市がどうなのかちょっとあれですけれども、あと実際に災害が起きていませんので、もし家族で災害起きたときに落ち合う場所とか、これよくある話なのですけれども、それを決めているかというのは被災地では48.2%、50%近く、ところが北海道、地域によるのですけれども、30%ちょっとということで、余市はこれよりまだ少ないのかなというふうに感じていますけれども、特に、これは河川の洪水の関係ですけれども、この理解度を町民の方に向上させていく、先ほどの避難所の

場所も含めいろいろあれですけれども、実際起きたときにどういうふうに行動すればいいのかというのはやはり理解させる、そういうものというのは作っていかねばならないと思いますけれども、その辺は区会とかアドバイザーとかいろいろな方の協力得て向上率上げていかねばならないですけれども、その辺はどのように捉えられていますか。お聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、区会や学校等において防災学習会など実施して、地域において理解度向上に努めていくということでございます。

○18番（岸本好且君） 最後になりますけれども、今年、この冬の雪の状態、去年は雪の量が少なく、春先もそんな被害はなかったのですが、今年はちょっと予想と外れて、2月、3月で雪が降って、今日も7度ぐらいで非常に温度上がっています。明日はまだ10度超えるということで、これ一気に融雪が起きて、この状態ですと道路はもちろんなのですけれども、河川においてもあふれ出すという心配があります。この時点でそういう予想がされます。地震は、いつ来るか分からない。これは全然あれですけれども、やっぱり気候や気象状況、地域の、今気象の関係も進んでいますので、そういう状況見ながら前もって、当然担当課のほうではその準備はされると思うのですけれども、これからの防災についてはいろいろなそういう観点から予想できるものは予想して、早く動いて、町民を安全な避難行動といいますか、守っていくというのが本当に重要になりますけれども、町長から防災、減災に対して、余市町に住んでよかった、安全面、防災面からも他の自治体より一歩進んでいる、そういう町にしていくための何かメッセージがあれば最後をお願いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

防災に関しては、もちろん住民の安心、安全を確保する上で非常に重要なものだというふうに考えております。もちろん課題の理解やハザードマップや訓練も必要ではありますが、先ほど来申し上げているとおり、被災地であったとしても、先ほど岸本議員指摘のとおり、理解度が50%ぐらいに満たないというような状況なわけです。いわんやいろいろな被災がない地域はもっと理解のレベルが低いわけです。実際の避難所の運営に関しても実際自治体職員も住民も、素人がやるわけですから、そこはやはりプロ集団、ネットワークというのは活用するのが合理的だろうというようなことで考えております。町政執行方針にも入れさせていただきましても、横の自治体間のネットワークをつくって、あるところが災害が起こったらバックアップで駆けつけるというような体制を整えていくことも今後必要ではないかと思っておりますので、災害、もちろんダメージをコントロールするときもそうですけれども、予防に関しても様々な情報やネットワークを駆使しながら防災に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（中井寿夫君） 岸本議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 2時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和3年第1回定例会に当たり、さきに通告済みの質問1件について答弁を求めます。よろしくお願ひします。

登川周辺の水害対策について伺います。近年全

国各地で豪雨災害が頻発し、土砂崩れや河川決壊等により大きな被害が発生しており、50年に1度や過去最大級といった単語を聞かない年はないほどになってきているというのが実感です。国も最近こうした事態を受けて治水、防災に関する予算を積み増し始めてはいますが、不十分です。余市町内では昨年11月20日朝、前夜より続いた大雨の影響で登川が増水し、河川氾濫を防ぐために樋門が閉鎖された結果、川に接続する水路を流れる水が行き場を失いあふれ、町営大浜中団地付近を冠水させる結果となりました。また、一部地域で下水道にも影響が出たとのことでした。死傷者が出なかったことが不幸中の幸いでした。登川と周辺地域の治水対策は長年の課題です。河川管理者である北海道が川のしゅんせつ工事を今後手がけていこうとしていた時期であっただけに複雑な思いです。ただ、別の視点で考える必要もあります。果たして工事が早い時期に手がけられて完成を見ていた場合、樋門の閉鎖を回避し、今回の水害は防げたのか、改善されるであろう排水能力の範囲内で収まっていたのか、この点も非常に重要なことであると思います。また、余市町が備える設備や体制についてもいま一度の検証が大切です。樋門を閉鎖せざるを得ない場合、可搬式のポンプを使って川への排水を行います。理由はともあれ今回は間に合わず、冠水となったわけです。結果として人家や畑を危険にさらす形となってしまった今回の教訓を踏まえ、今後どのように対策を講じようとしているのか、以下伺います。

1つ、今回と同様の事態となった場合、しゅんせつだけで樋門閉鎖を回避することは可能なのか。道の検証や見解などがもし分かれば、併せて伺いたい。

2つ、今回樋門閉鎖後冠水に至った理由は何であったのか。可搬式ポンプの排水能力を超えたためなのか、あるいは別の要因なのか。

3つ、この件を教訓として町はどのような手だ

てを講じたいと考えているのか。国や道に求めたいこと、町が独自に手がけたいと考えているものをそれぞれ伺いたい。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁します。

1点目の登川に関するしゅんせつの効果及び北海道の見解等に関する質問ですが、登川は堆積土砂やそれに根づいた樹木等により登川の河床が高くなっているものと認識しており、しゅんせつを行うことで流量や流速の改善が期待できるものと考えております。一方で、当該地域は低地であり、今回のように降水量が多くなり、川の水位が高くなった場合は樋門を閉鎖することにより地域の冠水を防ぐことが必要であると考えております。北海道の見解としましても同様な話を聞いているところです。

2点目の冠水に至った理由に関する質問ですが、昨年11月下旬に雨が降り続き、土壌の保水能力も飽和状態になっている中、11月20日の早朝に記録的な降雨に見舞われたことにより登川が増水し、接続する小河川や排水路が滞水、越流し、低い土地で冠水に至ったものと考えます。

3点目の町の手だてや国や道に求めたいことに関する質問ですが、町としましては浸水対策として町道大浜中登線の路面の低い箇所のかさ上げを行うとともに、今年度旭橋付近の樋門にポンプ投入箇所の釜場を設置したところです。さらに、来年度につきましては新たに借り上げ予定であります軽量型の発動機付排水ポンプを活用し、機動力と排水能力の向上を図ってまいります。これまで北海道が進めてきた従来からの日常管理型の維持管理に加え、予防保全の考えを取り入れた計画的な維持管理による河積阻害の解消を図った流下能力の向上を求めてまいりたいと考えております。

○14番（大物 翔君） 昨年の10月でしたか、私たち毎年後志全域の我が党の地方議員が集まって、振興局ですとか、あるいは全道の議員が集ま

って札幌の本庁に行きまして、毎年対道交渉、振興局交渉やっておるのですけれども、その中でも毎度この問題は実は取り上げさせていただいたのです。私としては、根本的にこの問題を解決するためには強制排水施設を造るしかないというふうに言い続けているのです。余市川ほど巨大なものではなかったとしてもですけれども。そして、何とかしてくれないかと道に求めているのですけれども、道の言い分としては、そのとき聞いた話では令和4年から登川についてはしゅんせつを行っていくのだと。それによって水の流れをよくすることで水がたまってしまわないようにするのだと。まずその結果を見てくださいという言い分だったのです。その根っこにあるのは何かというと、道としてはあそこの河川改修工事はもう終わりましたという立場なのです、残念なことに。ただ、工事が終わっていて、問題がないならなぜ水害が起きるのだというそもそも論に戻ってしまうのです、結局。あの川というのは、どうしても高低差がほとんどないですよ、もともと。今回やる、今度やると言っているしゅんせつというのもたまり切ったから取り除くのではなくて、先ほど町長の答弁にも一部ありましたけれども、予防的な要素の強いしゅんせつ工事で、排水能力を強化したいのだという趣旨だと思うのです。ただ、そうであったとしても、では果たしてそれで本当に防げるのかという問題にやっぱり戻ってきてしまうと思うのです。2番目のこれ樋門閉鎖に至った経過なども今関わってくる話なのですけれども、今年度予算つけてポンプ投入口作って、これによって道路閉鎖しなくてもやれるようにするのだということで工事はしていたと思うのです。私の聞いた話だと、衛生施設組合でしたか、エンジンのついた一体型のポンプを買っていると。それを使うことで排水能力を従来よりもアップさせるということと今まではリースに頼っていたと、自賄いではなくて。だから、水が上がってきたときにポンプ

貸してくださいと言いに行つて、それが届くまでの時間もあつたでしょうし、実際作業にかかるのもどうしても時間がかかつていた部分あつたかと思うのです。ただ、そういう段取りをつけていたはずなのだけれども、では準備していたものを11月の段階では使うことができていたのでしょうか。ポンプがもうあつて、稼働可能な状態になつていて、すぐ投げ込みをできて、直ちに排水を開始したけれども、間に合わなかつたのか、それともこのときはリースで借りてきてポンプを投入してやつたから、水がたまつてしまつたのか、その辺はどうなのでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思つます。

11月の冠水の件は、衛生施設組合のポンプではなくて、リースと町のポンプを使って排水したということでございます。

○14番（大物 翔君） どうしても時間のラグが発生してしまつていたという、これは本当結果論だから、どうしようもないのですけれども、3番目に今後のことをどうするという話に移つていきたいのですけれども、やっぱりそうなつてくるとでは今の樋門の形、大きさ、川の状況など見ていると、私思ふにはポンプで頑張るだけではちょっと能力が足りないかなと。高速道路の出口のところ、よく水つかるのですけれども、先日別の機会にちょっと頂いた資料を見ていると、町が災害対策本部を設置した、あるいはその手前までいったケースについての資料なのですけれども、それ見ていると、この間の11月19日、20日の件、あるいはその前の年の8月にも台風10号による大雨暴風警報の可能性と。さらに遡つて3年前、まだ平成30年です。町長が就任されるちょっと前なのですけれども、7月、8月にも大雨降つた影響であそこやっぱり水つかつています。あの水は一体どこから来るのだと考えれば、高速道路からそれこそずっと向こうまで行つた旧航空学校跡地で

すとか、あの辺一帯の丘陵の水が全部集まつてきているのです。もっと言えば、高速道路を越えた向こう側の登地域、あそこの山の水も集まつてきている。ところが、当の登川はどうかというと、そんなに大きいわけではないのです、余市川に比べたら。だから、いざ事が起つたときに集まつてくる水量が半端ではないと。ふだんは穏やかな川なのですけれども。そういう現状考えれば、人為的にそうやつて可搬式ポンプで頑張つても恐らくまた同じことが起つてしまうと思ふのです。やっぱりエンジンポンプでは限界があるので。となると、町は自分たちでできる範囲のこととして頑張つて対策されているのは承知しています。ただ、やっぱり根本の原因を解決するためには樋門の形を変える、川底のしゅんせつはやつていただくとして。加えて、やっぱり排水機場が必要だと。そのためには、もちろん余市町が河川管理者ではないので、自分たちだけではできない。とすると、道庁がずっと工事は完了しているから問題ないのだと言ひ続けているこの見解をひっくり返す必要があると。それを余市町としては強烈に推し進めていかなければならないと私は考えるのですが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思つます。

登川に関する問題は、時に触れて私どもからも北海道庁のほうにこういう冠水の事態があるから改善に向けた検討するということなどは常に言つているところであります。

○14番（大物 翔君） 常におっしゃつていただいていると思ふのですけれども、ちなみに高速の出口のところの樋門なのですけれども、川に接続する樋門って法律の関係で川に対して直角につけてあげなければいけないことになつておるそうなのです。町道の登川の高速出口の辺りというのは、川が蛇行している場所なのです。航空写真で見つていただいたら一発で分かると思ふのですけれど

も。その結果、こうカーブして、カーブが終わったところに樋門の出口があるのです。すなわち、川上のほうに若干向いているのです、あの樋門って。だから、一つ上の平成橋のところの樋門はそんなにしょっちゅう閉鎖しないのだけれども、あそこはしょっちゅう閉鎖するのです。ところが、上から来る量が多過ぎるものだから、吐き切れなくなって、いつも水がつかってしまうと。もちろんこれをそのまま突き詰めていくと北海道さんの設計に実は誤りがあったということにもちよつとなりかねないものだから、それもあってなかなか見解変えてくれないのかなというふうに思うのです。今回この問題取り上げるに当たって、大雨降った後にあの辺の地域の方に話を聞いて回ったのです。そうしたら、その問題を古くから指摘している方がいたのです。高速道路の出口があそこにできるといったときにやっぱり地元の方も水の問題がということで随分ネクスコさんには言ったそうなのです。その方の話によると、ネクスコとしてはもしも開建さんと地権者さん、地先の方と、全部で4者が合意してくれるのなら、ネクスコの予算で水路の整備しても構わないというふうにおっしゃったそうなのです。ところが、道庁さんのほうが蹴ってしまったと。それでこの話は流れたと。だから、高速道路を造るのに山切ったために失われた保水能力を補うための調整池ができたのです。あるのです、橋桁のところ。途中までの水路も大きいコンクリのブロック敷いて拡張したのです、山のところから。ところが、手前まではちゃんと3メートルできているのだけれども、そこから先、道路の下を潜って、いざ登川に入るところの水路というのは昔のままなのです。聞いたから1メートルと言っていました。つまりたくさん水を一遍には受けておけるのだけれども、いざ吐き出そうと思ったときに吐き口が狭いものだから、おえっとなってしまうと。というのもこれまた大きな原因の一つなのではないかなと。だから、

頑張って樋門の出口のところに直でパイプを入れるだけでは恐らくこの問題は解消し切れないと思うのです。何せかんせ高低差がなさ過ぎるので、あそこ。本来樋門というものは水路から集まってきた水が川に入り過ぎてしまって、水位が上がり過ぎたら危ないから、ついているのです、もともとは。ところが、登川についている樋門というのは逆でして、逆流を起こすから、樋門閉めてしまうのです。この水が逃げ場なくすという構造的な問題を抱えているわけなのですけれども、当然川下の海辺の町でございますから、水問題というのははるか昔から、我々のご先祖さんの代から住んでいる人間を悩ませてきた問題だと思うのです。私もただたくさんは調べ切れていないけれども、どうも水の模式図なるものが存在するそうなのです。どこに雨が降ったと、どういうふうに水が流れたと、どこの水路や川にどれだけの水が集まってくるかというものを計算して図面化したものだと思うのですけれども、そういうものは余市町にはあるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

余市町にはありません。

○14番（大物 翔君） 大きい広域の水道事業団とかだと何か持っていて、ネットとかでも公開しているみたいなのですけれども、あまり持っていない町も多いのだろうと。ただ、やっぱり水に苦しみ続けてきた我々としては、これを作る必要があると思うのです。手間はかかると思えます。ただ、今回話を聞いて伺っていた方の中には、いろいろあって今町長替わられたと。これまでにない発想でまちづくりに取り組もうとしているから、行政にとってやっぱり住んでいる人間の命守るといのは一丁目一番地だと。これはお金がかかるからどうのという話ではなくて、町を守るためにぜひやっていただきたいという声も実はあったのです。どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

治水対策に関しては我々も重要な問題と捉えており、繰り返しになりますが、河川管理者のほうに例年要望に行っているというところがございます。いずれにせよ、この地域の水の問題に関しては、先ほど来申し上げているとおり、軽量型の発動機つきの排水ポンプを投入して、排水能力が向上しますから、排水能力の向上によって治水対策を図っていきたいと考えているところであります。

○14番（大物 翔君） 着々と準備はされていくだろうと思うのですが、では今お考えくださっているそれで今回のケースは防げたのでしょうか。もう一つ申し上げますと、一番念頭に置いているのは実は2000年代初頭の18号台風なのです。あれは登地域のみならず、余市全域に大きな被害をもたらしました。恐らくご記憶されている方多いと思うのですが、今回の質問の趣旨とは外れますけれども、やっぱりその方、この登の地域と黒川の17区会地域が特に危ないのだ、そこを何とかしていかなければいけないと。さらにその方、こう続けました。余市駅の前、あの辺ももともと埋立地なわけではないですか。やっぱり何遍となく水害に苦しんできた。ところが、いろいろあった結果、当時の振興局が堤防のかさ上げと排水機場の建設をやってくれたのです。28億円ぐらいかかったらしいのですけれども。実は同じ頃に、それによってこの地域一帯は水害から遠ざかることができましたのです。まほろばのほうも実は前回のかさ上げだとか河川の切替えの結果、あまり水害が起きなくなると。ところが17区会とこの登の川を渡った高速道路側の地域というのは取り残されてしまっているのだと。今下水処理場のある辺り、登1番団地ってありますね、住宅街。あそこが昔畑だったと。水田だったかな。その頃というのは確かに大雨降ったら水つくのだけれども、いいこ

とではないのだけれども、畑が家を守ってくれていたと、天然の池になってくれて。畑はやられてしまうのです。ところが、土盛りして、団地造成をしてしまった結果、水の逃げ場がなくなってしまったのです。だから、ますます後から人間が造った水路に水が集中する事態になってしまっているのです。確かにポンプは重要なのです。ぜひ整備してほしいのだけれども、それだけでは能力が足りない。我々の力だけでは多分やり切れないはずなのです。そして、どうしても動いてくれない北海道の見解を変えさせるためには、やはりこの水の模式図が必要だと思うのです。経験と勘でこうなっていますよ、過去こうだったですよという事実と併せて計算した結果受け切れていないのだということも一緒に突きつけて、だから改善してくれ、大規模なことやってくれというふうに求めていかなければ、そう簡単に北海道は動いてくれないと思うのです。ただ、一方で希望もあるのです。中通り2号線、やっと、何十年來の懸案としてあれでしたけれども、道道昇格しました。その昇格をずっと訴え続けていたうちの会派の引退した議員の方が当時の土現さんとやり取りをしていた際にこんなこと言われたのですって。我々は技術の専門家ですと。地域の方が熟度の高い理論を持ってきてくださるのであれば、決して我々は無視いたしませんと。もうその方は退職していますけれども。やはり彼らも技術の専門家たちなので、そういう緻密なデータに基づいて必要性を訴えていけば、時間はかかるかもしれないけれども、この見解さえ変え得ると私は思っているのです。そのためには、やはり地域が声上げなければならぬのです。そして、地元であるこの余市町がそういったデータの側面を駆使しながらも迫っていかねば、恐らくあの地域を水害から救うことは難しいと。だからこそ動いていただきたいのです。どうですか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に

答弁させていただきたいと思います。

いずれにしても、先ほど来申し上げているとおり、我々も河川の水問題に関しては重要な問題と捉えているわけでございますから、折に触れ道に対して必要な施策を提言しているというところでございます。

○議長（中井寿夫君） 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時35分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位3番、議席番号10番、彫谷議員の発言を許します。

○10番（彫谷吉英君） 第1回定例会において次の質問しますので、答弁をよろしくお願いいたします。

第1問、本町の経済活性化について。前回の私の質問に対する答弁で民間企業との連携を積極的に進めるとのことでありましたが、企業は自社の利益が最優先で、この新型コロナウイルス感染症が蔓延する中では町外の企業に期待することは大いに結構ですが、町内の企業や経営者に働きかけることが必要と考えますが、町長の考え方をお聞かせください。さらに、これからの余市町の経済構造はどうあるべきか、町長の経済政策をお聞かせください。

また、経済の活性化については道の駅の整備が重要と考えますが、新しい道の駅の計画は具体的にどこまで進んでいるのかお伺いします。

また、コンサルティングの調査結果の公表が十分でなく、その内容を公開してほしいという声が町民から問合せが来ています。公開の予定について伺います。

また、道の駅の整備内容について町内企業や町

民がどこまで参加できるのか、また町内への経済効果がどれだけ期待できるのか、町長の考え方をお聞きします。

次に、ふるさと納税について。ふるさと納税については、これまでも寄附額の状況は報告されていますが、今年度の直近の寄附額と返礼品の種類、主な種類別の寄附額についてお伺いします。

また、ふるさと納税の増額に対する達成度について齊藤町長の見解を伺います。

よろしくお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、彫谷議員の質問に答弁します。

1点目の本町の経済活性化について、1点目の経済政策に関する質問ですが、町政執行方針の中で掲げた3本柱のうち余市の魅力を確かな価値へとして農林水産業、商工業、観光業についてそれぞれ記載のとおり、ウィズコロナを前提としながらアフターコロナを見据えた施策を積極的に展開していきます。また、それら施策の中で町内事業者への支援、育成並びに連携強化を図るとともに、包括連携協定を締結している企業とも引き続き連携を図りながら民間の力を活用しながら課題解決へと導く取組を進めていきます。

2点目の道の駅に関する質問ですが、令和元年度に実施いたしました道の駅再編整備に関する調査業務において、整備適地は後志自動車道余市インターチェンジ出入口付近の優位性が高い、整備手法はPFI方式の優位性が高い、事業計画策定段階から民間事業者の提案を受けることのできる民間提案制度の活用を検討すべきとの大きく3点の調査結果が得られており、現在この調査結果に基づき新たな道の駅に配置すべき基本的な機能、さらには整備手法並びに運営の在り方について検討を進めているほか、これと並行し、事業用地を確定すべく候補地地先の地権者と折衝を行っております。なお、道の駅再編整備は地域全体に大きな経済効果をもたらすものと期待しており、また

町民はじめ関係者の方々にとっても関心の高い事業であることから、一定の方向性が定まった段階においてはその内容を広く周知するとともに、整備内容及び整備手法の妥当性が十分に確保されるよう必要な手続を経ながら本事業を進めていきたいと考えております。

次に、2点目のふるさと納税についての1点目、寄附額等に関する質問ですが、直近の寄附額についてはふるさと納税ポータルサイト等での1月末時点での申込みベースで4億2,063万4,000円となっており、返礼品の種類は547品目、主な種類別の寄附額についてはサクランボ、桃、トマトジュースなどの農産物、農産加工品が1億1,857万8,000円、28%、エビ、かずのこなどの水産物、水産加工品が6,478万2,000円、15%、ワインなどの酒類が1億8,346万9,000円、44%となっています。

2点目の増額に対する達成度に関する質問ですが、前年度比約260%に増えたことは返礼品の品数やセット商品などを拡充したこと、PR効果、さらにはふるさと納税ポータルサイトを増やしたことなどによる成果が出ているものと認識しており、私の就任時との比較では707%になっています。しかし、御存じのとおり、私はふるさと納税は貴重な財源と考えているところなので、さらなる増加を目指しているところです。

○10番（彫谷吉英君） それでは、ふるさと納税のほうから先に。現在の状況踏まえてこれからどんな対策を取るのか、また目標金額は。そのための主な返礼品は考えておられるのかお答え願います。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、彫谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

目標金額、具体的な金額は設定はしておりませんが、今後さらなる財源確保のためにふるさと納税を活用していきたいという考えであります。返礼品に関しても今担当がいろいろとポータルサイトを増やしたり、返礼品の種類を厳選した

り、増やしたりして、魅力のある返礼品の商品開発に努めているところです。

○10番（彫谷吉英君） それで次に、道の駅で、四、五年先になると思われそうですけれども、新しい道の駅と、それから現在の道の駅、2か所になりますけれども、今後どのような運用するのかお聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、彫谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

同様の質問、前回にも答えたことがあると思いますが、今整備状況の中におきまして今後どのような形にしていくのかという議論がなされていくということでございます。

○議長（中井寿夫君） 彫谷議員の発言が終わりました。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明5日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時45分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 13番 安 久 莊 一 郎

余市町議会議員 14番 大 物 翔

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利